

# 入札・契約制度等改正のお知らせ

平成28年9月  
山 口 県

このたび、県が発注する建設工事等における入札・契約制度等を以下のとおり改正し、平成28年10月1日以降、入札公告又は指名通知するものから適用することとしましたのでお知らせします。

## 1 業務委託における調査基準価格算定式の改正について

### 改正内容

国において、品質確保の観点から公共工事に従事する者の労働条件がさらに改善されるよう調査基準価格の算定式が改正されたことに伴い、県においても同様に算定式を改正します。（網掛け部分を改正）

業務区分	《現 行》	《改正後》	上下限值 (変更なし)
土木工別	直接人件費 + 直接経費 + その他原価×9/10 + 一般管理費×3/10	直接人件費 + 直接経費 + その他原価×9/10 + 一般管理費×4.5/10	予定価格の 6/10~8/10
補償工別	直接人件費 + 直接経費 + その他原価×9/10 + 一般管理費×3/10	直接人件費 + 直接経費 + その他原価×9/10 + 一般管理費×4.5/10	予定価格の 6/10~8/10
測 量	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費×4/10	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費×4.5/10	予定価格の 6/10~8/10
地 質	直接調査費 + 間接調査費×9/10 + 解析等調査業務費×7.5/10 + 諸経費×4/10	直接調査費 + 間接調査費×9/10 + 解析等調査業務費×8/10 + 諸経費×4.5/10	予定価格の 2/3~8.5/10
建築工別	直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費×6/10 + 諸経費×6/10	変更なし	予定価格の 6/10~8/10

## 2 社会保険未加入対策について

### 改正内容

社会保険等未加入対策を推進するため、国に準じて元請業者と社会保険等未加入業者との一次下請契約締結の禁止措置の対象範囲を拡大します。（網掛け部分を改正）

○対象工事 下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）以上の工事における元請業者の社会保険等未加入業者との一次下請契約の締結を禁止
元請業者と社会保険等未加入業者との一次下請契約締結の禁止措置の対象範囲を <u>全ての工事</u> に拡大 ※従業員が5人未満の個人事業者等、社会保険等への加入義務のない業者は対象外です

## 3 総合評価方式における評価項目の追加（標準見積書の活用）について

### 改正内容

技能労働者の処遇改善を図る観点から積極的な活用を要請してきた「標準見積書」について、更なる促進を図るため、総合評価の評価項目に追加することとし、評価項目の「企業の技術的能力」を次のとおり改正します。

- ①適用型式 ⇒ 全ての型式（特別簡易型、簡易型、標準型）
- ②評価方法 ⇒ 下表の区分に応じて配点する。

標準見積書の活用	全ての下請契約（二次下請以降を含む。）で標準見積書を活用する 又は下請契約がない	1点
	標準見積書を活用しない	0点

## 4 その他

このたびの改正に伴う新しい要領、約款等は、山口県技術管理課のホームページに掲載しています。

- ・山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領（H28.10.1以降適用）
- ・山口県建設工事請負契約約款（[単年用](#)・[国債用](#)・[単債用](#)）
- ・総合評価提出様式（第2-1号様式、第2-2号様式、第2-3号様式）